

## 集団的自衛権に関する政府解釈の変遷（要約）

19. 6. 1.

1 「憲法9条第1項は我が国の自衛権を直接否定していないが、第2項によりこれを行  
使する手段が物的・法的にないため、侵略に対し自衛権が行使できない」と解釈し、（個  
別的・集団的）自衛権の行使は否定される、とした憲法制定時期

【時代背景】米軍による占領、武装解除、陸・海軍省廃止、日本国憲法制定、吉田内閣  
1945年 9月 2日 GHQ設置  
1945年11月30日 陸・海軍省廃止  
1946年 5月22日 吉田内閣成立  
1946年10月 7日 帝国議会衆議院で日本国憲法可決・成立  
1946年11月 3日 日本国憲法公布

「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定はしていないが、第9条第2項  
において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦  
権も放棄したものである」（吉田総理答弁 衆・本会議 1946年6月26日）

（侵略戦争は正しくないが、自国を守るための戦争は正しい。憲法草案の戦争一般放棄と  
いう形ではなく、侵略戦争の放棄とすべき、とする共産党・野坂参三議員に対し）

「国家正当防衛権による戦争は正当なり、ということ認めることが有害である。近年の  
戦争の多くは国家防衛権の名において行われたのは顕著な事実であり、正当防衛権を認め  
ることが戦争を誘発する所以である」（同・1946年6月28日）

2 「我が国は自衛権を保有し、武力の行使によらなくとも米軍駐留によりこれを集団的  
自衛権として行使する」とした時期

【時代背景】講和条約、日本独立、(旧)安保条約成立、朝鮮戦争、警察予備隊発足、  
保安隊発足、吉田内閣

1950年 元旦 マッカーサー元帥、「年頭声明」で日本国憲法は自衛権を  
否定したものではない、と表明  
1950年 6月25日 朝鮮戦争勃発（～53年7月27日）  
1950年 8月10日 警察予備隊令公布・施行  
1951年 9月 8日 サンフランシスコ条約・(旧)日米安保条約署名  
1951年10月10日 安保条約承認を議題として国会召集  
1952年 4月28日 両条約発効  
1952年 7月31日 保安庁法公布  
8月 1日 保安庁設置  
10月15日 保安隊発足

「いやしくも国家である以上、独立を回復した以上は、自衛権はこれに伴って存するもの。  
安全保障なく、自衛権がないかのごとき議論があるが、武力なしといえども自衛権はある」

（吉田総理答弁 参・本会議 1950年1月31日）

「安全保障条約は、日本の独立を守るために、日本の安全のために規定せられたものであ

り、即ち自衛権の発動である。国が独立した以上、自衛権は欠くべからざるものであり、当然の権利である。この自衛権発動の結果として安全保障条約を結ぶのは当然のこと」

(吉田総理答弁 衆・本会議 1951年10月16日)

「国外からの不法な侵略あるいは国外と通牒した内乱というような直接、間接の侵略に対しても、これに対応するような措置をとらなければ治安の目的は達し得ない」

(大橋國務相答弁 衆・内閣委・保安庁設置法質疑 1952年5月14日)

#### サンフランシスコ平和条約 第5条(C)

「連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。」

#### 日ソ共同宣言 第3項

「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、相互の関係において、国際連合憲章の諸原則、なかんずく同憲章第二条に掲げる次の原則を指針とすべきことを確認する。」

(a) 略

(b) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、それぞれ他方の国が国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを確認する。 (後略)」

#### 旧日米安保条約 前文(抄)

「日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の時において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。」

(中略)

「平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。」

「これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその付近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。」

#### 警察予備隊令第1条

「この政令はわが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保護するのに必要な限度内で国家地方警察及び地方自治警察の警察力を補うため警察予備隊を設け、その組織等に関し規定することを目的とする。」

#### 保安庁法第4条

「保安庁は、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする。」

3 「個別的自衛権の行使は認めるが、憲法上交戦権が否認されているため、集団的自衛権は行使できない。集団的自衛権は国際上一般に確立した観念ではなく、個別の条約がなければ保有・行使できない」とし、個別的・集団的自衛権を分化して考えた時期

【時代背景】防衛二法（防衛庁設置法・自衛隊法）成立、自衛隊発足、国連加盟  
1954年 6月 9日 防衛二法可決成立  
7月 1日 自衛隊発足  
1955年11月15日 憲法改正を共通目標として保守合同、自由民主党発足  
1955年12月10日 吉田内閣退陣、鳩山内閣成立  
1956年12月18日 日本、国連に加盟

「憲法第9条第2項は、国の交戦権はこれを認めない、と定め、共同防衛を約束しながら、俺の国は交戦権がないから、お前の国が攻撃されても、武器をとって救援に赴き、交戦権をフルに行使して助けに行くことはできないということでは、どの国も共同防衛協定を結ぼうとしない。従って交戦権禁止の規定から、お互いが守りあうという内容の共同防衛協定を締結することは不可能。」

「自分の国が攻撃されもしないのに、他の締約国が攻撃された場合に、あたかも自分の国が攻撃されたと同様にみなし、自衛の名において行動することは、一般の国際法からはただちに出て来る権利ではない。同盟条約なり共同防衛条約なり、特別の条約があって、初めて条約上の権利として生れて来る権利である。そういう特別な権利を生むための条約を、日本の現憲法下で締結することはできないので、憲法で認められた範囲というものは、日本自身に対する直接の攻撃あるいは急迫した攻撃の危険がない以上は、自衛権の名において発動し得ない。」

自衛隊法第3条第1項

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

4 「我が国は憲法上も集団的自衛権を保有するが、他国に赴きこれを守るという意味では行使できない。そのような能力も持てない。在日米軍を自衛隊が守ることは、集団的自衛権を持ち出すまでもなく、個別的自衛権の行使として説明が可能」とした時期

【時代背景】岸内閣成立、安保条約改定交渉、新安保条約署名、砂川事件判決、安保反対闘争、安保国会（日本に対する攻撃に日米共同で行動することが集団的自衛権の行使に当たるかが最大の争点）、新安保条約発効、岸内閣退陣  
1957年 2月25日 石橋内閣退陣、岸内閣成立（安保条約の片務性改善を目指す）  
1958年 9月11日 藤山外相・ダレス国務長官会談、安保改定に同意  
1959年12月16日 最高裁、米軍駐留を違憲とした東京地裁原判決を破棄  
1960年 1月19日 日米安保新条約署名（米軍の日本防衛義務を明確化）  
1960年 6月23日 同条約発効  
1960年 7月19日 岸内閣退陣、池田内閣成立

「日本の基地におけるアメリカ軍が攻撃された場合には、日本も、日本の領土、領空、領海を侵害されたとの立場によって個別的自衛権を発動する。これを集団的自衛権と言わない点について一つ申し上げたい。お互いに対等に、たとえば日本が攻撃を受けた場合にはアメリカが出てきて守る、アメリカの本土を攻撃された場合に日本が行ってこれを援助する、このような完全なる形が集団的自衛権、国際法上の正当防衛権の集団的発動である。日本においては、憲法上の制約等もあり、そういうことはできない。日本としては、集団的自衛権で動くのではなく、日本のアメリカ軍が攻撃された場合には、日本の個別的自衛権の発動として日本の武力を行使することになる。」

(赤城防衛庁長官答弁 衆・内閣委 1959年11月20日)

「アメリカ軍は集団的自衛権も個別的自衛権も両方持っている。日本としては、国際法上は集団的自衛権の権利を持っているが、これは憲法上の点もあり、また、個別的自衛権の発動によって十分達せられる。集団的自衛権を引用しなくても、日本の個別的自衛権でこれに対処することができる。日本としては、個別的自衛権しか発動しない。」

(藤山外相答弁 参・予算委 1961年3月31日)

「国連憲章に言っている、いわゆる独立国が個別的また集団的自衛権を有するという国際的な関係において、日本が自由独立国としてこれを国際法上持っているということは考えていいのだろう。それを現実に行なう上において、日本の憲法においては、外国に出て他国を、締約国であろうとも、その他国を防衛することは憲法が禁止しており、その意味において、集団的自衛権、集団的な自衛権の最も典型的なものは持たない。」

「集団的自衛権の内容が最も典型的なものは、他国に行ってこれを守るということだが、それに尽きるものではない。そういう意味において一切の集団的自衛権を持たない、憲法上持たないということは言い過ぎである。しかしながら、他国に行って日本が防衛するということは、これは持たない。他国に基地を貸して、そして自国のそれと協同して自国を守ることは、当然従来集団的自衛権として解釈されている点であり、そういうものはもちろん日本として持っている。」

#### 日米安保条約 前文

日本国及びアメリカ合衆国は、  
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、  
また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、  
国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、  
両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、  
両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、  
相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、  
よって、次のとおり協定する。

5 「我が国は国際法上集団的自衛権を保有するが、自衛権の行使は我が国に対する攻撃から国民を守るためのものとしてはじめて容認され、その措置は必要最小限度にとどまるべきもの」としたうえで、「他国に対する武力攻撃を阻止する集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と解釈する時期

【時代背景】 安保条約終了通告を可能とする時期の到来（70年安保問題）、佐藤内閣  
1969年11月21日 佐藤・ニクソン共同声明（安保条約継続、72年沖縄返還）  
1970年 6月23日 安保条約自動継続

「最高裁の砂川判決において自衛権が承認をされ、自衛権を持っているというところまでは支持をされている。憲法前文なり、憲法第12条の規定から考えて、日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。最小限度の措置とは、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならないというところまで命じているものではない。国が侵略された場合には国土を守るため、国土、国民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められる。その意味で、いわばインディビジュアル・セルフディフェンスの作用しか認められてないという説明のしかたである。憲法第9条に自衛権があるとも、あるいは集団的自衛権がないとも書いていないが、憲法第9条のよって来たる所以のところを考えれば、おのずからこの論理の帰結として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できないということになる。」

（吉國法制局長官答弁 参・決算委 1972年9月14日）

「政府は従来から一貫して、我が国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界を超えるものであって許されないとの立場に立っている。憲法は、自衛のための措置を無制限に認めているとは解されず、あくまでも国の武力攻撃によって国民の生命、身体、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための必要やむを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は右の事態を排除するためとられるべき必要最小限の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、我が憲法のもとで武力攻撃を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわなければならない」  
（政府提出資料 1972年10月14日）

6 「集団的自衛権の行使は憲法に定められた自衛の範囲を超えるので、全く使えない。我が国は国際法上集団的自衛権を保有するが、憲法上その行使は許されない」とする現在の政府の解釈。憲法上の集団的自衛権の保有については明言せず。

【時代背景】 鈴木内閣

「我が国が国際法上、集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと解している。」

（1981年5月29日政府答弁書）

「国際法上は集団的自衛権の権利は持っているが、それを実際に行使することは憲法の規定によって禁じられている。つまり、必要最小限度の枠を超えるものであると解釈している。そこで、国際法上は持っているにもかかわらず、現実に行使することは国内法によって禁止をされている、と繋ぎ合わせている」

「集団的自衛権は国際法上の観念であり、独立国家としてそれは持っているが、結局憲法によって行使することができないので、それを国内法上は持っていないと言っても結論的には同じである」

「集団的自衛権は、全然行使できないのだから、ゼロであり、持っていると言っても、それは結局国際法上独立の主権国家であるという意味しかない。従って、個別的自衛権と集団的自衛権との比較において、集団的自衛権は一切行使できないという意味においては、持っていようが持っていないが同じである。」

「外国に対する武力攻撃がたとえば間接的にわが国の安全を害するというような場合に、間接にわが国の安全が害されるようなときにもわが国は自衛権を行使することはできない。そういうものは当然集団的自衛権の範囲として行使しなければならず、わが国としてはそういうものは行使できない。」（角田法制局長官答弁 衆・法務委 1981年6月3日）

(以上)

## 「国家安全保障基本法案」関連日程

年月日		会議名	議題	講師
平成18年(2006年)	10月4日	国防部会・防衛政策検討小委員会合同会議	民主党の安全保障政策について	石破茂小委員長
〃	10月11日	〃	集団的自衛権と集団安全保障	〃
〃	10月19日	〃	集団的自衛権について	〃
〃	10月26日	〃	集団的自衛権について(日本国内での議論)	〃
〃	11月1日	〃	集団的自衛権について(政府解釈の変遷)	〃
〃	11月8日	〃	集団的自衛権について(政府解釈の検討)	〃
〃	11月15日	〃	集団的自衛権と武力行使の一体化論	〃
〃	11月22日	〃	集団的自衛権と日米安保	〃
〃	12月6日	〃	集団的自衛権の得失	〃
〃	12月20日	〃	集団的自衛権行使についての法律上・条約上の考察	〃
平成19年(2007年)	3月16日	国防部会・防衛政策検討小委員会合同会議	集団的自衛権と米軍の海外基地・施設について	石破茂小委員長
〃	4月25日	〃	抑止:その理論と実容	〃
〃	4月27日	集団的自衛権に関する特命委員会	集団的自衛権について	石破茂特命委員長代理
〃	5月17日	〃	集団的自衛権について	〃
〃	5月25日	〃	集団的自衛権に関する政府解釈の変遷について	〃
〃	6月1日	〃	集団的自衛権に関する政府解釈の変遷について	〃
〃	6月14日	〃	集団的自衛権—政府解釈、憲法との関係	〃
平成21年(2009年)	2月18日	国防部会・防衛政策検討小委員会合同会議	集団的自衛権について	柳井俊二氏
平成23年(2011年)	8月24日	国防部会・防衛政策検討小委員会合同会議	国家安全保障基本法の制定に関する提言について	日本郷友連盟(ヒアリング)
〃	8月31日	〃	安全保障基本法について	石破茂政調会長
〃	9月15日	〃	国際法における集団的自衛権について	〃
平成24年(2012年)	3月22日	国防部会・防衛政策検討小委員会合同会議	安全保障基本法について	石破茂政調会長
〃	3月29日	〃	安全保障基本法について	〃
〃	4月12日	〃	安全保障基本法について	〃
〃	6月6日	国防部会・安全保障調査会合同会議	国家安全保障基本法案(概要)について	
〃	6月26日	政策会議	国家安全保障基本法案(概要)について	
〃	7月4日	シャドウ・キャビネット	国家安全保障基本法案(概要)について	
〃	7月6日	総務会	国家安全保障基本法案(概要)について	
〃	11月21日	政策会議・総選挙公約検討委員会合同会議	政権公約について	
〃	11月21日	総務会	政権公約について	
平成25年(2013年)	6月20日	政調審議会	参議院選挙公約について	
〃	6月20日	総務会	参議院選挙公約について	